

# 福井県バドミントン協会表彰規程

第1条 この規程は、福井県バドミントン協会功労者および優秀選手ならびに優秀指導者の表彰について定めることを目的とする。

第2条 功労者の表彰は、次の各号に該当すると認められる者に授与する。

1. 県バドミントン競技の普及振興に尽力し、功労が顕著な者
2. 県協会または加盟団体の発展に永年尽力し、功労が顕著な者

第3条 優秀選手の表彰は、別に定める大会と成績に該当し、常にスポーツマンシップを堅持していると認められる者に授与する。

第4条 優秀指導者の表彰は、第3条に該当する優秀選手を育成した指導者に授与する。

第5条 受賞者は、県協会および加盟団体の推薦により、常任理事会に諮り決定する。

第6条 この規程により表彰された者で、その体面を汚す行為があったときは、常任理事会に諮りその表彰を取り消すことができる。

第7条 この規程に定めるものの外、必要な事項は別に定める。

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経ておこなう。

附 則 この規程は、昭和44年7月27日から施行する。

昭和61年4月1日 一部改正

平成24年4月14日 一部改正